

主な指摘事項 【訪問看護・介護予防訪問看護】

区分	項目	内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目的及び運営の方針について記載すること。</li> <li>・ 従業者の職集、員数及び職務内容について記載すること。</li> <li>・ 提供する指定訪問看護サービスの内容について記載すること。</li> <li>・ 利用料金について、利用者負担額の割合が1割、2割、3割の場合について記載すること。</li> <li>・ 通常の事業の実施地域外の利用者にサービス提供する場合の交通費について記載すること。</li> <li>・ 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。</li> <li>・ 通常の実施地域について、運営規程との間で齟齬が見られたため、実際の内容を記載すること。</li> <li>・ 事故発生時の対応について記載すること。</li> <li>・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。</li> <li>・ 虐待の防止のための指針を整備することについて記載すること。</li> <li>・ 虐待の防止に関する研修を定期的に開催することについて記載すること。</li> <li>・ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。</li> <li>・ 記録の保存期間について、サービス完結の日から5年間とすること。</li> </ul>	7件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要のため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師、看護師又は准看護師の員数について、人員に関する基準を満たさない数となっていたため、修正すること。</li> <li>・ 従業者の職務内容について記載すること。</li> <li>・ 営業時間について、契約書等と齟齬があるため実際の内容を記載すること。</li> <li>・ 利用料金について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割の場合についても記載すること。</li> <li>・ 通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の金額について、運営規程と契約書等で記載内容が異なるため、統一した内容を記載すること。</li> <li>・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。</li> <li>・ 虐待の防止のための指針を整備することについて記載すること。</li> <li>・ 虐待の防止に関する研修を定期的に開催することについて記載すること。</li> <li>・ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。</li> <li>・ 記録の保存期間について、サービス完結の日から5年間とすること。</li> </ul>	6件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員について、勤務実態が不明瞭な時間帯が見受けられたため、勤務表（出勤簿）により、日々の勤務時間の実績を明らかにすること。</li> <li>・ 事業所において年間の研修計画等を作成し、従業者の研修への参加を計画的に確保すること。</li> <li>・ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。</li> </ul>	2件
運営	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その記録を保管し、従業者に対して、その結果について周知徹底を図ること。</li> </ul>	2件
運営	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その記録を保管し、従業者に対して、その結果について周知徹底をはかること。</li> <li>・ 虐待の防止のための従業者に対する研修について、定期的（年2回以上）に実施するとともに、その記録を残すこと。また新規採用時においても当該研修を実施すること。</li> </ul>	1件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故の発生の防止のために必要な事項、事故が発生した場合の対応の方法、報告の方法等が記載された指針を整備すること。</li> <li>・ 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</li> <li>・ すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。</li> </ul>	3件
介護給付費の算定及び取扱い	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該加算の算定に当たっては、看護師等が受けようとする者に対し、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、同意を得ている必要があるが、一部の利用者において同意を得た記録が不明確なものが見られたため、同意を得たことについて漏れなく記録を作成し保存すること。</li> </ul>	1件